

第二十四回国会  
衆議院

# 科学技術振興対策特別委員会議録第四号

昭和三十一年二月十八日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 椎名悦三郎君 理事 前田 正男君

理事 南 好雄君 理事 岡 良一君

理事 志村 茂治君

稲葉 修君 加藤 精三君

小平 久雄君 橋本 渡君

橋本 龍伍君 岡本 隆一君

堂森 芳夫君

出席 國務大臣 正力松太郎君

出席 政府委員 田中 榮一君

内閣官房副長官 野木 新一君

第二部長 賀屋 正雄君

總理府事務官 佐々木義武君

(原子力局長) 鈴木 康平君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

總理府事務官 同部 史郎君

(行政管理局) 齋藤 遼三君

總理府事務官 山手 満男君

○有田委員長 これより会議を開きます。

科学技術庁設置法案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。正力國務大臣。

## 科学技術庁設置法案

### 科学技術庁設置法

#### (目的)

第一条 この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

#### (設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、總理府の外局として、科学技術庁を設置する。

#### (任務)

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

#### (権限)

第四条 科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に賃金及び賞与を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 科学技術庁の公印を制定すること。

十一 科学技術(原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。))を含む。以下次号及び第十三号において同じ。)に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

十二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。

十三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。

十四 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。

十五 前号に掲げるもののほか、科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。

十六 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

十七 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十八 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。

十九 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

二十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基く命令を含む。))に基き科学技術庁に属せられた権限

(内部部局)

第五条 科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く。

企画調整局

原子力局  
資源局  
調査普及局

(長官官房の事務)

第六条 長官官房においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員に賃金、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印を保管すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、科学技術庁の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。

(企画調整局の事務)

第七条 企画調整局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術(原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。

(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

五 科学技術に関し、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

六 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

七 株式会社科学研究所に関すること。

(原子力局の事務)

八 原子力局においては、次の事務をつかさどる。

一 原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下第二号、第三号及び第十号において同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

五 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

六 放射線医学の総合的研究に関すること。

七 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

八 原子力研究所及び原子燃料公社に関すること。

九 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

十 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。

十一 原子力利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

十二 原子力利用に関する統計の作成に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

(資源局の事務)

九 資源局においては、次の事務をつかさどる。

一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

三 資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

(調査普及局の事務)

十 調査普及局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術(原子力利用及び資源の総合的利用に関するものを除く。以下次号において同じ。)に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

二 科学技術に関する統計の作成に関すること。

三 科学技術の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。

四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。

五 科学技術の所掌事務に関する広報及び啓発に関すること。

(長官)

第十一 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、国務大臣をもつて充てらる。

2 科学技術庁長官(以下「長官」という。)は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため特に必要があるとき、関係行政機関の長に対し科学技術の振興及び資源の総合的利用に関する重要事項について勧告することができ、

4 長官は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができる。

5 長官は、第三項の規定により勧告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(特別な職)

第十二 科学技術庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 科学技術庁に、科学審議官三人以内を置く。

4 科学審議官は、命を受け、科学技術の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐する。

第十三 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

3 局長は、命を受け、局務を掌理する。

4 原子力局に、次長一人を置く。

5 次長は、命を受け、局長を助け、局務を整理する。

第十四 長官官房及び各局に、科学調査官を置く。

2 科学調査官は、命を受け、長官官房及び各局の所掌事務に参画する。

3 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に、科学調査官を置く。

4 科学調査官は、命を受け、専門的事項の研究に従事する。

5 科学調査官及び科学調査官の定数については、政令で定める。

第十五 科学技術庁に、顧問及び参事を置くことができる。

2 顧問は、科学技術の所掌事務のうち、重要な施策に参画する。

3 参事は、科学技術の所掌事務のうち、重要な事項に参画する。

5 参事は、非常勤とする。

(附属機関)

第十六 科学技術庁に附属機関として、次の機関を置く。

航空技術研究所

金属材料技術研究所

(航空技術研究所)

第十七 航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を関係行政機関の共用に供する機関とする。

一 研究又は試験のため必要な施設及び設備を関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないとして認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験

二 委託に応じて行前号の施設及び設備を必要とする研究及び試験

三 前各号の研究及び試験に伴う技術的調査

2 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要であると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3 航空技術研究所は、東京都に置く。

4 航空技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

(金属材料技術研究所)

第十八条 金属材料技術研究所は、金属材料その他これに類する材料

の品質の改善を図るため必要な研究を行う機関とする。

2 金属材料技術研究所は、東京都に置く。

3 金属材料技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

(その他の附属機関)

第十九条 第十六条に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる機関は、航空技術研究所の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

| 種 類     | 目 的                         |
|---------|-----------------------------|
| 科学技術審議会 | 科学技術に関する重要事項を審議すること。        |
| 航空技術審議会 | 航空技術に関する重要事項を審議すること。        |
| 資源調査会   | 資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること。  |
| 発明奨励審議会 | 発明及び実用新案の奨励に関する重要事項を審議すること。 |

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

(定員)

第二十条 科学技術庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(科学技術行政協議会法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

| 科学技術行政協議会                                                                                     | 航空技術審議会                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)に基き日本科学技術会議と緊密に協力し、科学技術の行政及び各行政機関相互間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。 | 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二百二二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。 |

一 科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)

二 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)

三 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二百二二号)

(総理府設置法の改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「原子力局」を削る。

第六条第一項第十三号中「(原子力局の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第十六号中「及び原子力局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条中「航空技術研究所」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

| 検査官資格審査会                                       | 電源開発調査会                                            | 資源調査会                                               | 電源開発調査会                                            | 経済企画庁                          | 科学技術庁                      | 発明奨励審議会                        |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 検査官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。 | 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。 | 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。 | 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。 | 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)に改める。 | 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第 号)に改める。 | 発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。 |

4 (原子力委員会設置法の改正)

原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「総理府原子力局」を「科学技術庁原子力局」に改める。

(通商産業省設置法の改正)

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二十一号を次のように改める。

第二十一 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

第四十一条第一号を次のように改める。

一 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

第四十七条第一項の表中

意匠奨励 意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

審議会

に改める。

(工業技術院設置法の改正)

6 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号の三を削る。  
第六條第五号を削る。

(国家行政組織法の改正)

7 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「経済企画庁」を「経済企画庁」に改める。  
(株式会社科学研究所法の改正)

8 株式会社科学研究所法(昭和三十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。  
第十條中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

(職員令の引継)

9 この法律施行の際現に総理府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

○正力国務大臣 今回提出いたしました科学技術庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を説明いたします。

科学技術を振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせることは、国内資源が乏しく、脆弱な経済基盤の上に、膨大な人口を擁する今日の我が国にとつては、きわめて緊急を要し、かつ、重要な問題であります。しかるに、我が国におけるこれら科

学技術に関する行政を所掌する行政組織は、それぞれの所管行政に応じて関係各省庁において分担いたしておりまして、科学技術全般に関する基本的な政策を企画立案し及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行う行政機関を急速に設ける必要に迫られていたのであります。

これがため、政府といたしましては、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、現在の総理府原子力局を含めて、新たに総理府の外局として科学技術庁を設けることとし、今回この科学技術庁設置法案を提出いたしました次第であります。

以下、本法案の内容につきまして主要な点を説明いたします。

まず、科学技術庁の所掌事務は、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進、関係行政機関の事務の総合調整、関係行政機関の科学技術に関する経費の見積り方針の調整、日本学術会議との連絡、試験研究の助成、原子力利用に関する事務、資源の総合的利用のための調査、発明及び実用新案の奨励及び実施の推進、科学技術及び資源の総合的利用に関する内外の動向の調査分析、資料統計の作成、頒布並びに所掌事務に関する広報及び啓発を行うこととあります。

この科学技術庁の所掌事務につきまして特に注意すべきことは、大学の研究の自由を確保する必要上、特に大学における研究にかかるとのものをその行政の対象から除いたこととあります。

科学技術庁の長官は、国務大臣をもって充てることとし、所管行政に関

する重要事項につきましては、関係行政機関の長に對し勸告を行い、勸告の結果について報告を徴し、また特に必要と認めるときは、内閣総理大臣に對し、閣議で決定した方針に基いて、内閣法第六條の規定に基く措置をとるよう意見を具申することができるとを明らかにいたしました。

次に、科学技術庁の組織であります。が、内局といたしまして、長官官房のほか、企画調整局、原子力局、資源局及び調査普及局の四局を置くことといたしております。またその所管行政が広範かつ専門的な分野にわたりますので、特に長官、次長のほか、科学技術庁に科学審議官を、長官官房及び各局に科学調査官を置いて、広い視野から所管行政の方策決定に参画せしめるとともに、特に付属機関たる研究所に科学研究官を置き、専門的事項の研究に従事せしめることといたしてあります。

さらに、所掌事務の性質上、重要施策に参画せしめるため顧問及び参事を置くことができるといたしました。

次に、科学技術庁の付属機関といたしましては、研究機関として航空技術研究所及び金属材料技術研究所を設けまして、それぞれ専門的研究を行わせるとともに、所管行政の民主的な運営を期するため、審議機関として科学技術審議会、航空技術審議会、資源調査会及び発明奨励審議会を付置いたしました。そして、それぞれ専門の重要事項について調査審議せしめ、その意見を行政に反映せしめることといたしました。

き、必要な改正または廃止に関する規定を附則に設けた次第であります。以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○有田委員長 以上をもつて、政府の提案理由の説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許します。前田正男君。

○前田正男君 ただいま提案理由を述べられました科学技術庁設置法案が、政府提出として提案されるに至りましたことは、われわれ関係の者といはしまして、非常に喜びにたえない次第であります。かねてから、日本の科学技術の振興政策というものは、重要であるということが述べられておりました。しかしながら、科学技術に関する行政を総合調整し、統一的な行政機構を設けるということについては、すでに衆議院におきまして、前の国会において決議をされておりました。その間、政府におきまして、たびたびこれをやるといふ話が出ておりました。また、われわれこれを推進して参りました者も、ここ数年の間にあつて、これについて努力して参つたものではございますが、なかなかそれが具体化しないのでありますので、われわれは非常に残念に思つておつたのであります。しかし、ようやく政府で意見が統一されまして、今日提案になりましたことは、われわれといたしまして、日本の将来のために、非常に大きな寄与をするものであると思ひまして、御同慶の至りでありますけれども、こ

で特に大臣にお願いし、また御報告をお聞きしたいと思ひのであります。

ただいま、提案理由におきましても、科学技術の振興は非常に重要である、そういう意味において、この行政機関を設けるのだというふうなことでございまして、ただ、今までの例から見ますと、各方面で、口先でとかあるいは言論を通じて、また文書等で振興振興といふことはよく叫ばれておりましたけれども、しかし、残念ながら、その実体的な発展という問題については、十分な成果が上つておるとは思えないのであります。私は、その点については、特に科学技術の政策というものが、日本の國策の大きな題目として具体的に現われていないという点にあるのじゃないかと思ひのであります。そこで、過日の新聞を拝見しておりますと、正力国務大臣は、科学技術庁の設置のときには、科学技術庁の長官になられることに閣議で内定したというふうに出ておられますので、この科学技術庁の法案が成立した場合、長官に就任される大臣とされて、科学技術政策というものを力強く、全面的に國策として打ち出していかうというかたい決意を持つておられると思ひのであります。ところが、この際、大臣の抱負をお聞かせ願ひたいと思ひのであります。

○正力国務大臣 ただいま前田委員長からお話がありました。が、お話の通り、日本の進歩発展は、どうしても科学の力によらなければならぬといふことが今まで一般に叫ばれておるにかかわらず、今まで何もやらなかつたのであります。そこで、今度こゝろいう庁ができます。まして、私も閣議で担当大臣といふことになりました。今後、ただいま提案

まず第一に、私が考えますのに、日

律上の権限としてやるものでありまして、それ以外に、事実上、教授と連絡して、随時資料を求めることは別に差しつかえないものと私は思っております。

○前田（正）委員　これは、私が文部省の連中と相談した機会には、資料の提出をしてもいいというように言っておるのでございます。事実上は当然やれると思うのですが、資料の提出を求める場合、大学関係の研究も資料の提出を求めることができるというふうに、法律的にはやったら工合が悪いかどうか。この点は内閣の審議室で文部省と御相談されたと思いますが、どういふふうな文部省の意見だったか、お聞かせ願います。

○賀屋政府委員　お説の通り、文部省の協力を必要とするということは、私どもも非常に痛感いたしておりますし、文部省といたしまして、基礎的な研究を、できるだけ日本の科学技術の応用面の発展に役立たせるといふことに協力することにつきましては、やぶさかではないと思われまので、事実上の措置としては、十分できる。そのように考えております。

○前田（正）委員　その問題につきましては、いずれまた次の機会に、文部省の方の意見をお尋ねすることといたします。

次に、権限として大きな問題でありますことは、予算の総合調整というところが、一番科学技術庁としての大きな問題であると思うのであります。そこで、圍繞の要綱には、具体的に、「総合調整」ということが書いてあるのであります。が、今度は、「経費の見積の方針の調整」ということになっておる。閣議決

定の要綱と内容は同じであると思ひますので、その辺のことは別といたしましても、私として、この際ぜひ大臣にお聞きしなければならぬと思ひます。これは、前にも事務次官会議のときには、この総合調整したもの、大蔵省はその予算の査定に際しては、科学技術庁の意見を尊重するという事で、一応事務次官会議を通つたのであります。ところが、それを閣議に持つて行つたところが、大蔵大臣から異論が出たために、結局それが保留になりまして、最後には、これを削つて、閣議決定の要綱とされて、これを法律にして出したという経過があるのであります。そのときに、閣議の模様で、大蔵大臣はどういうふうにお話しになつたか知りませんが、科学技術庁が総合調整したものを、大蔵省が尊重しないということならば、科学技術庁の総合調整というものは意味がない。結局科学技術庁のやつたものはそのままにして、各省が大蔵省に行つて勝手に運動してやるということなら、科学技術庁の総合調整権というものは、何ら生きてこないということになるのではないかと。この問題については、私の聞いておるところは、科学技術庁は大蔵省と協力されて、人事の交流とかその他おやりになるということになつておるやうに聞いておりました。事実上は、大蔵省と協調してやつていくので、そういうふうなまづい問題はまず起らないと私は期待しておるのであります。しかし、一応閣議決定のときの経過を見ますと、科学技術庁は科学技術庁として勝手にやる、大蔵省は大蔵省で勝手にやる、その間隙を縫つて、各省は勝手に運動するんだと

いうようなことが起り得る可能性があるわけでありまして。そういうことに對して政府といたしましては、科学技術庁で調整されたものは、当然尊重されるという建前のものと、一応閣議では削つたのではないかと。思ひますので、特に大臣からその辺の御意見を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○正力国務大臣 科学技術庁で総合調整したものは、当然尊重せられなければならぬものであるから、ことさらに文で書かなくてもよろうという事であります。また、大蔵大臣の意思もその意味でありまして、決してこちらの調整力を弱めろという意味ではございせんから、その点は御心配ないことと思ひます。

○前田(正)委員 ただいまの大臣の御答弁で大体了解はできるのですが、幸い大蔵政務次官もお見えになつてゐるので、大蔵政務次官とされても、大蔵省を代表されて、今の正力国務大臣の御答弁のやうに、総合調整したものは当然大蔵省としては尊重されていく方針であつて、科学技術庁ではやや攻撃されたけれども、しかし大蔵省へ行つて復活運動をした、大蔵省はそれを取り上げていくやうなやうなことはやりたくないと思ひます。政務次官はどういうふうにお考えですか。

○山手政府委員 ただいま正力大臣からお話がありました通りでございます。まして、方針の調整をされ、総合調整をされまして御決定になつたものは、大蔵省としては当然尊重する建前で参りましたと思ひます。

上、人事の交流等もやつて、なるべく一協調整してやつていくやうにぜひお願いしたいと思ひます。科学技術庁の一番大きな事業の一つは、予算の総合調整でございます。この点について大蔵省との間がうまくいかないという事で、科学技術庁の存続の理由の一つも欠けてくると思ひます。から、ぜひ一つ今後協力してやつていくやうに、また総合調整されたものは尊重していただきますやうに、お願いいたします。

それから大蔵省関係の方に續けてお聞きしたいと思ひますが、原子力関係の予算は、三十二年度から、一括して原子力局の費用として科学技術庁に計上するということに閣議決定要綱では出ております。これは法案の方には書いてないのではありませんが、聞きますと、予算総則か何かに事実上書いてやつていくのだというふうなことでありまして、そういうことになると、大蔵省の権限として国会に提案されていくということになるのですが、閣議決定の要綱通り、三十二年度からは、予算総則に書いてやつていくつもりであるのかどうか、その辺のところを大蔵省から御答弁を願ひたいと思ひます。

○山手政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、閣議でも決定いたしておりましたし、昭和三十一年度からは、その方針でやつていきたいと思ひます。

○前田(正)委員 そこで、その次は、予算の問題について、また関連してお聞きしたいと思ひます。また、当然この科学技術庁ができてから当然考えられることは、これが成立の当時

は、よく内容のことはわかりませんが、一千万足らずの予算が組まれるのであつて、あとは各省から移しかえといふことになつておるやうでありますけれども、この法案がうまくいきまして、科学技術庁が四月一日から発足するということになると、当然いろいろな経費が要するのではないかと。思ひます。その経費の中の不足のもの、たとえば庁舎を借りるとか、いろいろないろいろなことになるれば、各省の移しかえであるとか、あるいは今度の予算書に出てくる経費だけでは、十分ではないかと思ひます。もし、不十分で、その場合には、われわれ野党側において官房長官と、官房の予算としてこれを計上するときに、これでは不足ではないかといふことで折衝したものであります。そのときには、官房長官は、そういうやうな通常経費については、必要があるならば、当然予備費において考慮できるのではないかと、こゝういふやうなことをわれわれに答弁しておられたのであります。正力国務大臣としては、これを発足するにつれて、各省の移しかえその他で経費が不足である場合には、官房長官のお話がありましたやうに、予備費を請求してやつていくつもりでいらっしゃるかどうか、この点について、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 ただいまの御質問でございますが、本年度予算の編成当時は、まだ科学技術庁の構想が十分にコンクリートされておりましたために、必要最小限度経費として新規計上をいたしましたのであります。それ以外は、できる限り各省から移しかえいたしまして、その移しかえ予算によつて

まかなう方針で参つたのでございまして、将来、科学技術庁が設置せられまして、それに伴うやうな得ない経費を必要といたしますときには、事情の許す限り、適當な財源措置を考慮いたしまして、運営に支障のないやうにいたして参りたいと思ひますのであります。その財政上の技術に關しまして、もし御質問がございましたらば、事務当局からお答えいたします。

○前田(正)委員 いや、今の御答弁で十分であります。官房長官は、予備費を使つてもいいというやうなことを、われわれ野党側の折衝には言つておられたのでありますから、一つ、担当せられる大臣、政務次官は、ぜひそのおつもりで、十分なものが発足できますやうに御尽力をお願いしたいと思ひます。

次に、この科学技術庁が発足してきますと、各省からの定員の振りかえ等も行いますが、実際には、やはり新規定員が足りないというやうな問題も出てくると思ひます。それから、それから、科学技術庁としての問題では、各省に、固有の研究の助成はいたしませんけれども、多数部門にわたるところの研究の助成をしなければならぬ。現在もうすでに題目としても、かねてから通産省で研究をしておられますところの、たとえば直流送電とか太陽熱の利用であるとか、こゝういったものは、多数部門で協力していかねばならぬといふことで、当然特別の研究費をとつて、科学技術庁は助成しなればならぬといふことになつておると思ひます。これは新しいものでありますから、三十一年の予算に出ていないことはやむを得ない

と思ひますけれども、しかしながら、  
こゝういふ問題は、すでに通産省の研究  
所で芽だけはできていることでありま  
すから、科学技術庁が整備されれば、  
直ちに特別研究費をとつて、そして助  
成をしていかなければならぬのではな  
いかと思ひます。従つて、補  
正予算とか、その他次の機会がありま  
した場合には、特別の研究費をとると  
か、あるいは必要な定員の増額の予算  
をとるとか、そういったことを当然御  
考慮しなければならぬと思ひます。  
この責任を持たれるところの大  
臣、政務次官においては、どういふよ  
うにお考えになつておられるか、お聞  
かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(重)政府委員 科学技術庁が、  
この法律案によりまして、御審議の結  
果設立されたものと、まず急速に陣  
容の整備をやらなければならぬと思ひ  
ます。それにつきましては、  
ただいま御質問がございました通り、  
科学技術庁に対するポストに、各省か  
ら人を入れていただかなければなら  
ぬ。と同時に、科学技術庁が行います  
いろいろな問題が生じてくると思ひま  
す。たとえて申しますならば、現在の  
科学技術のあり方に対して、検討を  
加えていくということが一つでありま  
す。ただいま御指摘のような太陽熱の  
問題であるとか、あるいは直流送電の  
問題であるとか、今日において芽を出  
してあるものに対しては、重点的にそ  
の研究をやつていかなければならぬ。  
そういう場合においては、当然特別研  
究費も必要になつてくると思ひのであ  
りますが、こゝういふものに対しては  
は、なるべく早く行へば実態を突き  
とめまして、臨時国会がございました

ときには、補正予算としてその予算の  
獲得に當りたい、さういふ考へており  
ます。

○前田(正)委員 それでは、予算の問  
題はそのくらいにします。

次に、権限の問題でちよつとお聞き  
したいのです。この権限の中で、科学  
技術の基本政策を立案し推進するとい  
うことになつておるので、当然その研  
究の業務も入ると思ひます。この要  
綱の場合には、「航空技術、金属材料  
及び放射線総合医学等に関する研究を  
実施する」ということがあつたのです  
が、法律の場合には、権限の中には、  
具体的なさういふ項目が入つていない  
のです。これは推進しているのかもし  
れませんが、法制局はどういふふう  
に考へておるか、お聞かせ願ひたいと思  
ひます。

○野本政府委員 設置法を考へます場  
合に、権限と所掌事務と一緒に書いて  
あるものもありますし、また権限と所掌  
事務というものと分けて考へておる書  
き方とあります。その場合に、権限と  
申しますと、一番典型的なものは、何  
か許可するという行政処分ですが、そ  
ういふような、外部に対して発動する  
ような点をおもに権限としてとられて  
おるようなことでありまして、さうで  
ないものは、大体所掌事務というもの  
に入れておるようであります。この要  
綱におきましては、「任務及び権限」と  
いうように、任務と権限と一緒に書い  
てありまして、所掌事務というような  
文字は使つてありませんが、趣旨とす  
るところは、任務と権限とまた所掌事務  
とを、おもに一括して書いてあるのだ  
らうというふうに考へます。御説の点  
は、大体普通の考へからいふと、所掌

事務というものに入るのではないかと  
いうように考へまして、第十六条の  
「附屬機関」以下に書いてありますの  
で、これで大体要綱の趣旨は達してお  
るのではないかと、さういふふうに結  
論いたしました。特に権限というところ  
に書くまでもないだらうというところ  
になつたわけでありません。別に他意あ  
るわけではございません。

○前田(正)委員 さういふことなら  
ば、この要綱にありまます放射線総合医  
学の研究も、将来はここに付属研究所  
として設けられるということになつて  
くるわけだと思ひますが、法律を改正  
すればできると思ひますので、その点  
はいいと思ひます。

そこで、次に聞きたいことは、  
発明の奨励実施というふうなことがあ  
りますが、これでいくと、要するに、  
発明の奨励のいろいろな補助金とか助成  
金なんかも、科学技術庁の所掌という  
ことになるのですかどうですか。その  
点をお聞かせ願ひたい。

○齋藤(重)政府委員 現在特許庁にあ  
りまする発明実施に關しましての予算  
は、当然これは科学技術庁に移しかえ  
られるものだと考へております。た  
だ、その中で、発明協会の補助会とい  
う項目がございますが、その発明協会  
は、ただいま検討中でございますが、  
これは特許庁に残る性質のものではな  
いか、さう考へております。

ておつたようであります。これは当然  
スタッフを廃止して、科学技術全般の  
推進の任務を科学技術庁が持つてお  
るのですから、科学技術庁として、その  
問題をやると思ひます。実は、技  
術導入とか技術提携といったようなこ  
ういふ問題に対する技術的な批判と  
か国内の技術の奨励であるとか、さう  
いふ問題の観点からの意見というも  
のは、スタッフを代表してしやべつて  
おつたようでありまますけれども、従来  
非常に弱かつたように思ひます。これ  
は、実績を見たらおわかりの通りであ  
りまして、科学研究に出ております補  
助金の額と、技術導入とか技術提携へ  
流れております金額と比べるとすぐわ  
かるのであります。さういふ点から見  
て、当然科学技術庁としては、技術導  
入とか技術提携というふうな問題につ  
いては、政府において非常に大きな発  
言をしてもらわなければならぬ。特に  
これは発明の奨励にも關連することだ  
と思ひますが、それは一体どこの局  
でおやりになるのか。それが出ており  
ませんから、どこでおやりになるの  
か、一つ具体的に聞かせ願ひたいと思  
ひます。

○鈴木政府委員 科学技術導入に關し  
ましては、従来科学技術行政協議会の  
技術導入部会で審議いたしておりまし  
て、その部会の部長であります方が  
外資審議会の委員であります。今般  
スタッフが廃止され、スタッフの事務  
が全部科学技術庁に移ります關係上、  
さういふたような業務も科学技術庁に  
おいて行われます。これに對しまして  
は、従来の部会のやり方でいきま  
すか、あるいはさうでなく、審議会と  
いつたようなものの力でやりますか、

それは今後の研究によりまますが、いずれ  
にいたしましても、科学技術庁の次長が  
外資審議会の委員に任命されることが  
適當でないかと考へております。さう  
して、その科学技術庁のどの部局でや  
りますか、その点はまだ固まつておるわ  
けではございませんが、従来のスタッ  
クの業務が企画調整局の方に移される  
といふことではありますれば、そこで  
扱つた方がよいのではないだらうか、  
私はさう考へております。

○前田(正)委員 それは、大体今のよ  
うなことではつてございまして、科学技  
術庁が設立されたときには、政府部内  
において重要な発言権を持つよう  
に、今の委員に次長がなるといふよう  
な適當な方法で御考慮願ひたいといふこ  
とをお願いしておきます。特に技術導  
入の問題に對しましては、日本として  
は非常に大きな問題でありますから、  
お考へ願ひたいと思ひます。

次に、これは大臣にぜひ御答弁を願  
ひたいと思ひますが、閣議決定の要  
綱の中で、中央、地方を通じて、試験  
研究機関のあり方及び所屬について  
は、再検討するといふことになつてお  
るわけでありまます。これは一応閣議決  
定でありますから、当然尊重されると  
思ひますけれども、これを担当される  
大臣とされては、科学技術庁の発足後  
に再検討をするといふことが、非常に  
大きな使命の一つであると思ひのであ  
ります。これについては従来、御承知  
の通り、各方面から非常にいろいろな  
意見が出ままして、今度の科学技術庁設  
置の場合においても、実は与野党の中  
においても、その他野党の諸君の方にお  
いても、あるいはまた官界におきま

しても民間においても、この研究所のあり方について、いろいろな重要な意見が各方面から出ておるわけであります。現在もまだその意見の統一が十分できていない現状ではないかと思うのであります。これをおやりになるについては、相当の抵抗もあるし、また各方面から相当いろいろな運動もあると考えるのであります。科学技術庁の長官とされては、閣議決定としてありますものをおやりになる責任を持たれるわけでありまして、重大な熱意と積極的な努力をお願いしなければならぬと思うのであります。正力大臣の熱意をお聞かせ願いたいと思います。

○正力国務大臣　ただいまのお尋ねの点は非常に重大なことでありますが、また科学技術庁を設けた趣旨もここにあるのでございますから、この点については、強い決意を持ってやりたい、積極的にやりない、こう思っております。

○前田(正)委員 大臣の御決意のほどを伺つて、われわれも非常に賛成するわけでございますが、ぜひ御尽力を願ひたいと思います。

そこで、この試験研究機関のあり方で一つ問題になってくるのは、特許行政の問題であります。この問題についても、当然一環として再検討する必要がありますが、これはないか、こう思うのであります。これはどういうことになるのでしょうか。

○齋藤(憲)政府委員 特許庁をいかにすべきかということは、御承知の通り、科学技術庁を設置しようと考えました当初から、非常に論議があった問題でございます。と申しますのは、科

学技術の根拠をなすものは、要するに發明発見に依存するところが非常に多いため、科学技術庁の重大な部門として、特許庁もこの際科学技術庁に併置すべきものではないかという議論があったのですが、今日の特許庁は、その組織がなかなか広範でございまして、また所掌の事務も多岐にわたっており、いろいろなところに關係を持っておりますので、特許庁を今うちに科学技術庁に持つてくるということに対しては、いろいろな困難と疑問が出て参りましたので、まず科学技術庁を設置いたしましたして、日本の科学技術行政体系を確立強化した上に、特許

序を適當に通産省から切り離して、科学技術行政の一環に置く方がいいのではないかとささうりに考えまして、今回の科学技術庁設置に對します構想の中から、これを省いたのであります。しかし、全然発明発見を度外視して科学技術行政の体系を作り上げることはとう

てい望めないで、發明奨励に關する部門だけは科学技術庁に持つて参りまして、そこで将来に対する対策を立てよう、かように考えておる次第であります。

○前田(正)委員　どういふ方法がいいかということについては、いろいろと意見があるところでありますが、その方法は別といたしましても、將來、一応試験研究機関の検討をするときには、あわせて特許行政の問題も検討しても

それから、閣議決定要綱の中に、中央地方を通じてということがあるので、話し合うことは、今の政務次官のお話の点にありましたので、関連して御検討願わなければならぬと思うのであります。

あります。研究機関といたしましては、官立以外に、公立とかその他のいろいろな研究機関が各地にあるのでありまして、私は政府関係の研究機関の検討とともに、この官公立すべての研究の機関のあり方をどう調整していくかということが、非常に重大な問題でなにかと思う。要するに日本の試験研究の体制を総合的に調整しなければ、科学技術庁の科学技術行政を総合調整するといふ大きな仕事が達成されぬと思うのであります。地方の問題についても、一緒に検討してもらわなければならぬと思うのであります。これは閣議決定要綱の中にあり、先ほどの大臣の

御答弁の通り、熱意を持っておやりになつておられますから、私はその熱意に期待いたしておるのであります。なかなか困難な問題がたくさんあると思いますが、一つ中央、地方を通じて御検討をお願いしたいと思います。

次に、組織の問題についてお聞きを  
いたしたいのであります。組織の中  
で、科学審議官というものができてお  
りますけれども、この科学審議官は、  
大体何級ぐらいの方を予定しておられ

るのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤(憲)政府委員 十五級を予定いたしております。

○前田(正)委員 そこで、これは三人以内ということが書いてありますが、

私に代わってから、三名以内では不足であると思っております。閣議決定のときには、若干名ということができますようにありますが、私の見ておるところでは、各界の権威を集めるといって、御承知の通り、科学技術に

つては、原子力を初め、電気においても、日本産業全体といたしましては、なかなか大きな問題であります。あるいは船舶、運輸方面の問題もあるでしょう。あるいは医学の方面も大きな問題になっておるようであります。あるいは農水産方面、あるいはまた建設関係の方面というふうに、大別いたたけましても、少くとも五、六人の審議官が必要な部門が大体あるのではないかと思うのであります。三名ということになりますと、これはどういふふうな部門の人が代表して三名になられるのか、私はちょっと見当がつけにくい、片方の部門の人は入ったけれどど

も、その落ちた部門の人は、調査官でいいじゃないかといえは調査官でいいわけでありませうけれども、しかし、少くとも日本の科学技術を代表する頭には、最小限に分けていても、やはり五つ、六つくらいに分け方以外にはちよつと分けにくいんじゃないかと思

うのです。結局、その代表の人は出ないで、調査官で出てくることにならざるを得ないのじゃないか。事實上、選考されるときには、結局どこかの部門の代表の人は抜けて、調査官になって

しまうのではないか。何だかその関係の科学技術は、科学技術庁では軽視されておるのだというふうな印象を与えやすいと私は思うのです。十五歳の定員の関係上、三名以内とされたようでありませうけれども、必ずしも科学技術庁

の官庁の研究所の所長さんに兼任して  
専断の人でなくとも、たとえは、  
あり得るのでありますから、科学技術  
庁の定数になっていなくても、科学審

議官として兼任できるという考えから、もう少し定員をふやしておかないと、事実上バランスがとれないのじゃないかかと思うのですが、これはどうでしょう。

○齋藤(憲)政府委員 お説の通り、この審議官を何名にするかということににつきましては、大臣を中心といたしまして、われわれも大いに議を練ったのではありません。しかし、御承知の通り、科学技術庁は新しく出発いたしますので、まだ中央、地方に対する科学技術の研究所、実験所のあり方についても、これから再検討を加えていかなければならぬ。と同時に、将来日本が、科学技術行政の重点として行っていくべきと

ころの科学技術の系列体系というものが、まだできておらぬ。そこで、たくさん審議官を任命することにつきましては、人選等非常に困難な状態にございますので、この際は、最初は特に審議官三名と限定いたしましたして、日本における最高級の科学技術の権威者をここに

に集めて、その方々の考えによって、中央、地方に対するとおりの再検討の方法も一つきめてもらふ。それから科学技術行政の体系的なあり方も考えてもらふ。そうして、調査官を使つていろいろ

ろ勸案をいたしまして、今、お説の通り、いろいろな部門に分れましたときには、さらに審議官をふやすかあるいは審議官の更迭をはかって、逐次その体系に上つて参りました重要事項に対して、実際の審議官の役割を果たして、

いきたい。まず最初に、たくさんの方の審議官を設けて議論を出するよりは、代表的な最高級の科学技術者を審議官に任命して、審議官に権威あらしめて、これによって科学技術庁のあり方を一つはつきりきめていきたい。そういう

ような構想で、今回は特に三名に限定したのでありますが、必要によつては、法律を改正いたしまして、審議官をふやすことについて一向やぶさかではないつもりであります。

○前田(正)委員 この問題については、また具体的に一つ研究することにしたと思います。

次に、調査官と研究官という制度がありますが、これは大体何級職ぐらいを当てられる御予定であるか、調査官、研究官の職階級を一つお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤(憲)政府委員 調査官は十三級前後を目標にして、十名ないし十五名というのを考えておるのであります。なお、研究官につきましては、十三級ないし十四級を目標として、これまた十名ないし十五名を目標といたしておるのであります。

○前田(正)委員 次に、局制が法律に出ておりますけれども、各局には、大体どういふふうな課を設けていられるつもりでおるか、それについて一つお聞かせを願いたいと思います。

○賀屋政府委員 各局に設けられます課につきましては、ただいま行政管理庁とも御相談中でございますが、大体は、官房、各局に二課ないし三課程度を設けてまして、ただし原子力局につきましては、特に五課ぐらいを設けたらどうかというふうに考えておりますが、具体的に、その課の名称でありますとか、その課で取り扱います所掌事務等につきましては、ただいまさつ々しく研究中でございます。さように御承知願います。

○前田(正)委員 それでは次に、付属機関の中で、金属材料技術研究所とい

うものが新設されるわけでありまして。これは当然、通産省にあります機械試験所の材料部の一部の人をもらひ、それと新規定員を合せておやりになるというふうに考えられるのであります。が、その点はどうでございましょう。

○齋藤(憲)政府委員 お説の通り考えております。

○前田(正)委員 それは当然定員法のときにおやりになると思うのであります。が、具体的に一つ御研究を願つておきたいと思ひます。

それから次に、付属機関のうちで、科学技術審議会のことでございまして、けれども、この科学技術審議会の委員のことにつきましては、別に政令で定めるといふことになっております。これは前からの話でありまして、また閣議決定要綱の方にも書いてありますが、科学技術行政協議会を廃止するに伴ひまして、科学技術審議会の定数のうち三分の一は、學術會議が推薦する者から任命するということになっておりますので、政令にも当然そう出てくると思ひますが、それでは、その残りの三分の二は、大体どういふふうにお選びになるかと考えておるか、それを一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○鈴江政府委員 ただいま研究中なのでございまして、従来の科学技術行政協議会が廃止されますので、その機能をなるべくそれに吸収して行く方向がいいのじゃないかと考えております。しかし、従来の科学技術行政協議会の構成をいたしましては、御承知のように、会長が総理、副会長が国務大臣、委員が二十六名で、半数は各省の次官あるいは次長、他の半数は学識経験者でございまして、これは學術會議から

の推薦ということになっております。それで、今回の新しくできます科学技術審議会は、その三分の一が學術會議の推薦する者でございまして、學術會議の方は大体それでいいからと思ひますけれども、あとの残りの三分の二につきましては、まだ考えがまとまっておりますが、その一つの考え方として、従来より、各省の行政官をその中に入れるという考え方もございまして、あるいは学識経験者のみで組織して、なお各省との連絡のために、専門員の中に各省の行政官を入れる、あるいは監理官を入れるという方式がいいのじゃないかと、いろいろ案をただいま作つております。もう少し具体化されれば、大臣やいろいろの方に御相談申し上げ、またこの点、学界、各省の委員を入れる必要もございまして、各方面との折衝に当たりたいと考えている次第でござい

ます。

○前田(正)委員 この法案について、われわれが最終的に態度をきめる時分には、先ほどからお聞きして、今、検討した結果、課制であるとか今の審議委員だとか、そういうことをわれわれが全然知らないで、法案を上げてしまふというわけにはいかないと思ひます。私たちがなるべく政府に協力して、この法案を早く通過させたいと思ひますけれども、われわれとして態度をきめるまでは、そういう科学技術行政の新設に伴つて行ひ必要な政府内部の調整というものを、なるべく早くおやりを願ひたいと思ひます。きょうはまだ第一回の質問でありますけれども、これは一つぜひ御決定をしていただき

たいと思ひます。それに伴ひまして、この定員も別の法律で定めるといふふうに第二十条に書いてあるのですが、これも今、多分、御折衝の最中だと思ひます。しかし、この法律案はいつごろ提案されるのかというのを聞かなくても、科学技術行政の設置法を通しましたら、定員法が通らないと役に立たないので、これはいつごろの見通しですか。

○田中(義)政府委員 定員法につきましては、ただいま行政管理庁におきまして、国全体の行政機構の關係、行政審議会の關係、そういう点を考慮いたしまして、ただいま早急に策定をいたしております。従ひまして、定員の關係も不日決定されるものと考えておりますので、それを待ちまして、本法案に直接關係のあるものにつきましては、早急に出したいと考えております。

○前田(正)委員 これは先ほど申しました通り、科学技術行政の実体をなすものでありますから、少くとも、その大體の員数の構想といふことくらいがわからなければならないことは、われわれとしても審議の進め方に非常に困つてくるのであります。本来ならば、設置法と一緒に、中に定員といふものが書いてあるべきものであるのを、便宜上分けてあると思ひますけれども、少くともわれわれが審議の進行に伴つて、ぜひとも実体を知る必要がありますので、早急の一つお願いをいたさなければならぬと思ひます。

そこで最後に、附則の問題を二、三聞きたいと思ひます。まず第一は、施行期日であります。施行期日は、新予算の中にすでにわずかであります

けれども、新規予算が組まれておりました、四月一日からその予算は執行されるわけでありまして、科学技術行政も当然四月一日から実施するべきものである、こゝろ思ひます。しかし、それまで、この法案が国会を通過しなければいけないのでございまして、国会がそのころまでに、たとえば三月の末ころまでに通過をするならば、四月一日にはこの法律が施行されて、科学技術行政が新しく発足する、そういう考えであるかどうか、この点について一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術行政を設けるという根本的な考え方につきましては、社会党も自由民主党も御異存のないところであらうと私は考えておるのであります。ただその内容その他機構に對しましては、いろいろな御議論であるのではないかと思ひます。従来科学技術行政を設けるべきであるという声は相當強烈になつておりますので、私たちがいろいろそういう御希望をこの中に盛り入れて、この法案を提出した次第でありますから、今後衆参両院において御審議を賜わりましたら、この問題だけは、根本において御同意を得られることでもあり、いろいろ御議論もございまして、得るものと、四月一日から発足し得るものと、この法案の御賛同を得るものとを考へておられますので、できる限り四月一日から科学技術行政を発足せしめたい、さように考へておる次第であります。

○前田(正)委員 国会の審議のことではありますから、どうなるかわかりませんが、とにかく国会の審議が、この四月一日までに間に合ふように終るなら



になると、大きな矛盾ではないかと私どもは感ずるのであります。委員長の御見解はいかがでしょう。

○齋藤(憲)政府委員 高性能の競争目的に関するいろいろな協定、製造協定でございますが、この問題につきましては、われわれはまだよくつまびらかにいたしておりませんが、とにかく人類の目的はあくまでも平和にあること、最大の重点が置かれておるといふことは、お説の通りであらうと私は思ふのであります。従いまして、科学技術庁のあり方は、先ほどお説にもございました通り、あくまでも人類の英知をもって宇宙の森羅万象の解明を促進して、ここに安全な人類の平和を確立するといふところに目標を定めて置かなければならぬことは当然であります。私たちの考え方はいたしましては、何ゆえに世界に戦争が巻き起るかという問題は、これはとりもなおさず、世界全人類の安定した生活というものが確保できないといふところに、大きな問題があるのではないかと、これを解明いたして参りますには、どうしても科学技術の進歩発達によって、そういう危険を除去しなければいかぬ。いわゆる原子力の平和利用の指向するところも、原子力の平和利用の指向するところも、原子力の平和利用の指向として、新たな人類社会の構成を目的として、ここにほんとうの平和を確保したい。そう考へておる者でございます。今日、世の中に戦争の危険を持っております国家もあるわけでございまして、こういう点は、われわれとして、ある一つの過程における悲劇的態勢であつて、われわれの指向するところはそういうものではない。であります。

から、科学技術庁の設置の目的は、あくまでも戦争を目的とするものではなくして、平和を目的とするものである。ただし、その過程において、いろいろな関係から、今お話のような高性能の兵器を作らなければならぬといふか、作るのかという問題も起きましよう。これは、そのときどきのいろいろな関係から生ずる派生的な問題ではないか。私たちはそう考へております。あくまでも科学技術庁の設置の目的は、平和的に、国民の生活を安定せしむる国民英知の発露を求めて、そこに平和的な、りっぱな国家の建設をはかつていきたい、さうに考へておる次第であります。

○岡委員 問題は二つあるわけだと思ふのです。今、政務次官のお言葉について、二つの問題が提起されたわけでありまして、前段の御所見は、われわれももとよりであると思ふのであります。しかしながら、科学の発展、技術の進歩というものが、人類の福祉とか文明の発展に寄与すべきものであるといふ人類の良心にもかかわらず、事実上、科学技術の発展というところを通じて、われわれはいわば自然の法則を知り、これを利用することを知つて、自然を支配することをさへも知つて、科学技術が発展しながら、人類は、自己を支配するという道徳的な規制を持つておらないといふところに、現実には矛盾があつて私は思ふ。科学技術は、平和のためにあくまでも役立たしめなければならぬ。日本の行政運用においても、せつかく作られた庁の使命はそこにあるのだ、こう言われまするが、そこで後段に至りますと、現

実は問題として、高性能に関する秘密の科学情報というものが、日米間において交換されるという協定ができてくる。これは本国会にはかられるといふことを一昨日言つておられる。そういうことになれば、日本のいまだ知らざる科学技術の秘密情報によって、日本の生産工場において生産されてくるという事態が生じてくる。これでは、科学技術の平和への目的に貢献しなければならぬといふたいたいまの正力委員長なり、あるいは齋藤政務次官の、いわば理想的な御決意といふものが、現実においてくつがえされてくる結果になるのではないかと。この点について重ねて御所見を伺いたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 こういう考へ方が適當であるかどうかは議論の余地のあるところと思ひますが、今日、世界の大勢は、相反したものの考へ方の対立から、戦争誘発の危険があるといふことに考へてよろしいと思ひます。その相反するものの考へ方の対立というものが解消せられるならば、そこに人類の平和といふものがもたらされるのではないかと、さういふふうにわれわれは考へておるのであります。この点に關しては、この前の臨時国会において、岡委員が本会議において演説されましたその中で、この対立関係はやがて解消されるのであるといふふうに、私は演説で明白に承つたのであります。というものは、原子力の平和利用の真髓を検討して参りますと、今までの資本主義あるいは共産主義といふものは、すでに崩壊し始めておるのだ、もうほとんど価値のないものに等しい、そこに原子力を基調とする人類社会といふものは、新しい段階であるといふことになつてきますと、今日の世界におけるものの考へ方の対立といふものは、原子力の実体を人類が知ることによつて、また政治がこれを大きく取り上げることによつて、それは解消する。そうすると、そこに今議論されておる戦争状態といふものはなくなる。しかしながら、現実の問題をいたしましては、なおかつ世界では二つの考へ方の違いといふものが対立をいたしておる。ですから、この対立関係をいかに早く解消せしめるかといふこと、もう一つは、その対立関係から誘発せられる戦争の危険に對して、どういふ準備をするかといふこと、この二つの矛盾は、敵に強力に私は存しておるものと思ふのであります。われわれの考へていたしましては、もうすでに世の中に原子力の平和利用といふものが提唱せられておる、原子力の実体といふものが解明されてきて、新たな人類社会に對する構想といふものが浮び上つて参りました限りにおきましては、急速にその科学技術の粋を把握いたしまして、一切の問題を解決していききたい。もちろん理想に直ちに突入いたしまして、その理想を実現することができまうような態勢をわれわれは望むのでございまして、世の中の歴史をひもといても、理想を一足飛びに実現することはなかなか困難であつて、理想実現まではない、常にそれと相反する一つの形というものがつきまとう、これを克服することが、理想実現の最も重要な方法であるとも考へますので、われわれといたしましては、現実の問題は現実の問題として、国家が生きていくため

にいろいろな生産が行われなければならないと思ひます。さういふ対立関係にある問題に對して手を触れていかなければならぬと思ひますが、科学技術庁の目的といふものは、さういふわれわれの希望せざる問題を早く科学技術の力によつて解明して、人類の真の平和を確立していききたい、かように考へておるのでございまして、その点は、何とぞ御了承を願ひたいと思ひます。

○岡委員 齋藤政務次官の世界観に關する御講義、ありがたく拝聴いたしましたのであります。そこで、正力委員長に重ねてお尋ねをいたしますが、今、政務次官の言われましたように、なるほど思想の対立はきわめて深刻である。しかしそれは、水爆実験の競争というやうな、事実上、力の対決によつておる。しかも水爆実験といふやうな人類の英知の最高の達成が、この対決の方法に用いられておるといふ事実であります。さういふ段階において、そこで第二点のお尋ねをいたしておることは、今申しましたように、高性能兵器に關する秘密の資料が日本にもたらされ、日本の工場は、その資料に基いて、高性能の兵器を作る。日本は科学技術庁を設けて、今後いよいよ政府の責任において、科学技術の発展を期さうとせられる。その目的は、あくまでも平和の目的である。しかし、日本の科学技術の水準ではまだ生産し得ないから、外国から兵器に關する秘密資料を得る。一方、日本より科学技術の進んだ外国のデータが日本にやつてくる、日本の工場がそれを作るという事態が、今、推定せられておる。そこで、特に正力委員長は、野球とかマイク

は、いろいろな生産が行われなければならないと思ひます。さういふ対立関係にある問題に對して手を触れていかなければならぬと思ひますが、科学技術庁の目的といふものは、さういふわれわれの希望せざる問題を早く科学技術の力によつて解明して、人類の真の平和を確立していききたい、かように考へておるのでございまして、その点は、何とぞ御了承を願ひたいと思ひます。

○岡委員 齋藤政務次官の世界観に關する御講義、ありがたく拝聴いたしましたのであります。そこで、正力委員長に重ねてお尋ねをいたしますが、今、政務次官の言われましたように、なるほど思想の対立はきわめて深刻である。しかしそれは、水爆実験の競争というやうな、事実上、力の対決によつておる。しかも水爆実験といふやうな人類の英知の最高の達成が、この対決の方法に用いられておるといふ事実であります。さういふ段階において、そこで第二点のお尋ねをいたしておることは、今申しましたように、高性能兵器に關する秘密の資料が日本にもたらされ、日本の工場は、その資料に基いて、高性能の兵器を作る。日本は科学技術庁を設けて、今後いよいよ政府の責任において、科学技術の発展を期さうとせられる。その目的は、あくまでも平和の目的である。しかし、日本の科学技術の水準ではまだ生産し得ないから、外国から兵器に關する秘密資料を得る。一方、日本より科学技術の進んだ外国のデータが日本にやつてくる、日本の工場がそれを作るという事態が、今、推定せられておる。そこで、特に正力委員長は、野球とかマイク

は、いろいろな生産が行われなければならないと思ひます。さういふ対立関係にある問題に對して手を触れていかなければならぬと思ひますが、科学技術庁の目的といふものは、さういふわれわれの希望せざる問題を早く科学技術の力によつて解明して、人類の真の平和を確立していききたい、かように考へておるのでございまして、その点は、何とぞ御了承を願ひたいと思ひます。

ウェーヴとかテレビとか、なかなかアメリカのことはお通曉のようでございますが、そういうものを持ってきた、日本の工場がそれを作るといふことは、先ほど委員長の言われたような科学技術の振興は、平和目的のものでなければならぬという御信念と、事実上これが反対になってくるんじゃないかということなんです。委員長いかがお考えですか。

○正力国務大臣 実は、今いふんな兵器に関する情報を得ておるんではないかというところですが、私どもは、不幸にして聞いておらないのであります。私どもは、それはそれとしても、どこまでも、科学技術庁としては平和目的で進んでいくという考えでいるのであります。現に、議会も水爆の禁止を言うておるくらいですから、おそらくは、そんな兵器の約束などはなからうと考えております。

○岡委員 いずれこれは国会の審議にゆだね、承認を求めなければならぬ案件でありますから、そのとき、該当の委員会において論議は尽されるところでございます。しかし、科学技術が平和のためでなければならぬというところが、正力国務大臣の御信念である以上、閣議においても、こういうものは、やはり反対をしたらならぬわけにはありません。それだけのことがあって、そこに初めて委員長の御信念の実行に伴うのであるから、私どもは、割目して一つそれを見ておきたいと思つてます。

次にもう一つ、私は、科学技術行政上、これまでのわれわれの体験から注目したい点は、いふゆる必要は発明の

母なりという言葉がある。問題は、必要のために発明が生まれる。これは、科学技術というものの正しい純粋な発展というものをいふのが立場からいふ、やはり技術はそうであつたとしても、その言葉通りであつてはなるまいと思ふのです。というのは、なるほど近代資本主義というものは、科学技術の発展に非常な貢献をした。これは私どもも決して否定するものではありません。とはいふものの、科学が利益に奉仕せしめられてきたといふことは、いふまでもないと思ふのです。近代資本主義は、科学技術の発展に非常な貢献をしたが、それは限度がある。利益に奉仕し得るというその可能性において、科学技術の発展が認められてきたといふところに、私は近代資本主義といふものの科学技術に対する貢献の一つの限界点があると思ふのです。そういう理屈は別といたしまして、そこでこの科学技術を政府の責任において発展をはからうといふことで、いよいよその序を設けられるということになります。

切な研究が中断されたといふよりな事例もあるやうである。こういうことになつては、真に科学技術の発展といふものは、私どもも庶幾できないと思ふ。そういうよりなかつてのわれわれ——おそらく日本あるいは世界の科学者が経験したこの不幸な事態を考えた場合に、科学技術の発展振興は、国民経済の発展である。国民生活の福祉——科学技術の発展は、国民のものとして発展せしめられなければならないといふ考え方が、当然ここに打ち出されてしかるべきだと思ふのです。この点についての正力委員長の御信念、また該博なる齋藤政務次官の世界観をも承われば、けつてであります。

は、これは一つの変形でございまして、大きな発明のもとには、資本主義社会においては、資本が無尽蔵に集まつていくのが私は正しい形だと思ふ。でございまして、これは発明が資本家に独占されるとか、あるいはその発明したものがその国だけに行われて、他の国はこれによって常に圧迫感を感ずるとかいうことは、科学に国境がない、科学の発明といふものは人類の福祉のために行われるものであるといふ最高目標から見ますと、私は変則だと考へております。しかしながら、今日各国、各民族が一つのブロックを形成いたしましたして、生活を営んでいかなければならない建前から、やはりその国の人々が発明したものは、まずその国の利益を最初に確保するといふことは、民族国家のあり方からまた規定されている。また特許法があつて、権力に守られた公開を行つて、その発明を行つたものは、特許法の擁護によつて、いろいろな事業が行い得られるといふことも、その人の英知を尊敬するといふ建前から考えられたものと私は思つてゐるのであります。従いまして、ただいま岡委員の仰せられましたことは、いふゆる発明発見というものに對する高度の理想的なお考えでありまして、私たちもそうありたいと思ふのであります。しかしながら、究極におきましては、一つの大きな発明が行われまして、これは特許法によつて守られておる期限が過ぎますと、これは國境なしに、全人類の幸福に寄与するものであることは争うべからざることでありと思ふのであります。ですから、一つの形をとらえて、今までは、特許は資本のために奉仕したのである

と、私は、やはりこの科学技術といふものが、かつて利益に奉仕する技術、科学であるといふふうな限界線があつてしかるべきだと思ふのです。実際問題として、大きな経営が研究所を持つてゐる。新しい発明や発見があつても、それが近代的大経営の利益に奉仕しないといふものであるならば、それは無視されてくる。あるいはまたそれが独占化され、秘密の中でそれが活用されるということになつて、公開されぬ。あるいは資本主義の発展の途上で、恐慌があると、研究所が閉鎖になるといふことで、科学技術の大

切な研究が中断されたといふよりな事例もあるやうである。こういうことになつては、真に科学技術の発展といふものは、私どもも庶幾できないと思ふ。そういうよりなかつてのわれわれ——おそらく日本あるいは世界の科学者が経験したこの不幸な事態を考えた場合に、科学技術の発展振興は、国民経済の発展である。国民生活の福祉——科学技術の発展は、国民のものとして発展せしめられなければならないといふ考え方が、当然ここに打ち出されてしかるべきだと思ふのです。この点についての正力委員長の御信念、また該博なる齋藤政務次官の世界観をも承われば、けつてであります。

は、これは一つの変形でございまして、大きな発明のもとには、資本主義社会においては、資本が無尽蔵に集まつていくのが私は正しい形だと思ふ。でございまして、これは発明が資本家に独占されるとか、あるいはその発明したものがその国だけに行われて、他の国はこれによって常に圧迫感を感ずるとかいうことは、科学に国境がない、科学の発明といふものは人類の福祉のために行われるものであるといふ最高目標から見ますと、私は変則だと考へております。しかしながら、今日各国、各民族が一つのブロックを形成いたしましたして、生活を営んでいかなければならない建前から、やはりその国の人々が発明したものは、まずその国の利益を最初に確保するといふことは、民族国家のあり方からまた規定されている。また特許法があつて、権力に守られた公開を行つて、その発明を行つたものは、特許法の擁護によつて、いろいろな事業が行い得られるといふことも、その人の英知を尊敬するといふ建前から考えられたものと私は思つてゐるのであります。従いまして、ただいま岡委員の仰せられましたことは、いふゆる発明発見というものに對する高度の理想的なお考えでありまして、私たちもそうありたいと思ふのであります。しかしながら、究極におきましては、一つの大きな発明が行われまして、これは特許法によつて守られておる期限が過ぎますと、これは國境なしに、全人類の幸福に寄与するものであることは争うべからざることでありと思ふのであります。ですから、一つの形をとらえて、今までは、特許は資本のために奉仕したのである

が、特に何が必要がなければ発明が行われなかつたんだといふことは、そういう面もたくさんありましようけれども、人類の発明発見に対する考え方といふものは、究極の目標に對して、常に努力を行なつてゐるものであつて、決して、そこに必要が生じたから特別にこれに向つて全部の発明発見が行われるといふのでなくして、人間の考へておるこの科学技術のあり方といふものは、宇宙の森羅万象を解明して、あくまでもその不可思議なところをわかるように努力するといふ究極の目標によつて、常に発明発見といふものが行われていく。そういうことが、とりもなおさず、人類社会のほんとうの平和を希求するといふ意味になるのだと私は考へておるのであります。従いまして、科学技術庁はあくまでもその大局的な見地に立つて、科学技術の究明、進歩のあり方にちつとも狂いのないやうな考へでもつて、将来の科学技術行政をやつていきたい。ここには国民経済及び国民の福祉と書いてございまして、これは遠慮した書き方であつて、日本の科学技術のあり方は、世界全人類の福祉に寄与するといふ大きな考へ方でもつて、誤まりない行政を一つやつていきたい、かように考へております。

○岡委員 実に、科学技術に羽がはえて、天井に宗教的的信念として飛び上つたやうなことを私から申し上げたことは恐縮であります。ただし、日本の、たとえば明治、大正のこの資本主義の発展といふものは、御存じの通り、おくられて急激に発展した資本主義、これは世界の経済学者が規定してゐるのです。そこで、おくられて急激に

技術の進歩過程において、利益のため技術が奉仕するのであるといふこと

は、これは一つの変形でございまして、大きな発明のもとには、資本主義社会においては、資本が無尽蔵に集まつていくのが私は正しい形だと思ふ。でございまして、これは発明が資本家に独占されるとか、あるいはその発明したものがその国だけに行われて、他の国はこれによって常に圧迫感を感ずるとかいうことは、科学に国境がない、科学の発明といふものは人類の福祉のために行われるものであるといふ最高目標から見ますと、私は変則だと考へております。しかしながら、今日各国、各民族が一つのブロックを形成いたしましたして、生活を営んでいかなければならない建前から、やはりその国の人々が発明したものは、まずその国の利益を最初に確保するといふことは、民族国家のあり方からまた規定されている。また特許法があつて、権力に守られた公開を行つて、その発明を行つたものは、特許法の擁護によつて、いろいろな事業が行い得られるといふことも、その人の英知を尊敬するといふ建前から考えられたものと私は思つてゐるのであります。従いまして、ただいま岡委員の仰せられましたことは、いふゆる発明発見というものに對する高度の理想的なお考えでありまして、私たちもそうありたいと思ふのであります。しかしながら、究極におきましては、一つの大きな発明が行われまして、これは特許法によつて守られておる期限が過ぎますと、これは國境なしに、全人類の幸福に寄与するものであることは争うべからざることでありと思ふのであります。ですから、一つの形をとらえて、今までは、特許は資本のために奉仕したのである

が、特に何が必要がなければ発明が行われなかつたんだといふことは、そういう面もたくさんありましようけれども、人類の発明発見に対する考え方といふものは、究極の目標に對して、常に努力を行なつてゐるものであつて、決して、そこに必要が生じたから特別にこれに向つて全部の発明発見が行われるといふのでなくして、人間の考へておるこの科学技術のあり方といふものは、宇宙の森羅万象を解明して、あくまでもその不可思議なところをわかるように努力するといふ究極の目標によつて、常に発明発見といふものが行われていく。そういうことが、とりもなおさず、人類社会のほんとうの平和を希求するといふ意味になるのだと私は考へておるのであります。従いまして、科学技術庁はあくまでもその大局的な見地に立つて、科学技術の究明、進歩のあり方にちつとも狂いのないやうな考へでもつて、将来の科学技術行政をやつていきたい。ここには国民経済及び国民の福祉と書いてございまして、これは遠慮した書き方であつて、日本の科学技術のあり方は、世界全人類の福祉に寄与するといふ大きな考へ方でもつて、誤まりない行政を一つやつていきたい、かように考へております。

発展した日本資本主義というものは、  
 どういうマイナスを持っておるか。幾  
 つかの、たくさんマイナスを持って  
 おる。その大きなマイナスの一つとし  
 てあげられ得るものは、日本の資本主  
 義の当初の、あるいは国家資本が相当  
 うしろだてとなったり、また資本が外  
 国の資本主義の発展に追いつこうとす  
 る盲目的な努力、これらもそれぞれに  
 評価はされ得るでしょう。しかしその  
 結果として、外国の技術、外国の発明発  
 見をそのまま模倣するという、ここに  
 日本の資本主義が、日本の科学技術の  
 発展において一つの大きな空白を残し  
 ながら歩んできた道があると思うので  
 す。これでは真の、いわば基礎的な研  
 究、実験に裏づけられた、日本の大地  
 に足をふんまえた、齋藤次官のお言葉  
 をかれば、民族国家の科学技術とし  
 ての安定した、また健全な姿がないの  
 じゃないか。そういう点で、私が先ほ  
 どお尋ねしたわけなんだが、この  
 点、日本のかつての資本主義の発展の  
 中に営まれてきた科学技術の振興が、  
 今日このような大きな一つの空白を残  
 してきて、基礎的な実験、研究におけ  
 る分野がある程度まで放置しながら、  
 外国における進んだ技術を導入するこ  
 とを急いで、そこに現在における日本  
 の科学技術水準の大きな断層があるの  
 ではないか。これを埋めていくという  
 努力、少くともそういうあやまちをし  
 ないでいきたいという意欲がなくて  
 は、今後の日本の科学技術行政とい  
 うものの健全な発展は、望めないのは  
 ないかと私は思ひます。この点につ  
 いて、一つ齋藤さんの御所見を承わり  
 たいと思います。

○齋藤(憲)政府委員　お説の通り、オリジナリテイのない科学技術行政というものは、私は無意味だと考えております。申すまでもなく、民族の輪牒を争う形は、破壊的な戦争の形をもつて争うこともございますが、平和裏におけるところの民族国家の繁栄の競争ということとは、これは当然その民族のブレーンによって決定せられるものであつて、そのブレーンがどうあるかというところが、いわゆる科学技術行政の根本にならなければならぬと思うのであります。従ひまして、アメリカその他の科学技術のイミテーションによつて形成されましたところの日本の科学技術というものは、これはほんとうの日本人の科学技術じゃなくして、これは單なるイミテーションにすぎない。それでございますから、日本の科学技術は、欧米の先進国におかれているといふのは当然でございますして、オリジナリテイの少いところに、そのオリジナリテイの持つていふところを凌駕する力というものは、私は生まれてこないと思ふ。従ひまして、今度の科学技術庁の非常に大きな目標として定められられておりますのは、先ほど前田委員からも御指摘がございました通り、中央、地方におけるところの研究所、実験所の再検討を強力に行ふ。現に日本の中央地方を通じての研究所、実験所において行われるところのそのものが、ほんとうに日本人のオリジナリテイによつて行われておるものが、どれだけあるかというところがわからぬ。非常に大きな弊明が完成せられておるにかかわらず、それがちりの中に埋もれて、そうして、その実施化にまで到達してない一面もたくさん私はあると思う。なおか

つ特許庁におきましても、何十万件という日本人のオリジナリティから生まれたところの発明発見がある。しかもその中からどういうものが拒絶せられ、どういうものが工業権を獲得しているかということも、ほんとうからいいますと、非常にあやふやな点も私はたくさんあると思う。そういう点をよく科学技術庁におきましては検討を進めまして、お説のように、日本人のオリジナリティによって生まれ出たところの発明発見は、これを大きく取り上げてこれを実施化して、ここに日本民族の独創、英知を根本とした将来の科学技術を盛んにしていきましたならば、平和裏に日本民族の発展というのは当然私はでき上るものだ、そういうところには国家再建の大道の基本というものがあるのじゃないか、さように考えておるのであります、お説まつたく同感でございます。

○岡委員　長い将来の構想はまことに私どもも同感なのですが、それへ行く道順として、今、私どもは科学技術庁というものがどういふ腹づもりで運営されなければならぬかということをお尋ねしておるわけなんです。

そこで、今おっしゃいましたことにとも関連して、私こでちよつと資料をお願ひいたしておきたいと思ひます。すでに先ほど前田君からも要求がありました、今後設置さるべき科学技術庁の定員、特にその中における技術者の比率、処遇等について、構想でけっこうでございますが、今後、逐条的な審議を進める上において、どうしても不可欠なので、次回の委員会に一つお願ひいたしたいと思ひます。

な。お今のお説についてであります。が、私も科学技術行政の運営に当るといふときには、人事の問題について二つの点が非常に大事な要件ではないかと思ふ。その一つの要件は、何と申しましても、科学は日進月歩のもの、いわば日々新しい事物を創造しようといふ一つの独創的な分野なんです。そこでは、成ほど古い経験というものが、疎重されてもよいでしょうが、しかし、といつて、これは決して老人性機構であつてはならないと思ふ。ここに科学技術行政というものの人事における一つのポイントがあると思ふ。幸い担当相に、われわれもまだ及ばざるもの情熱の老人である正力国務相をいただいておるといふことは、まことにけつこうなことでありますが、しかし、その下で実務を担当せられ、またこの運営を直接担当せられる科学者の諸君などは、やはり日々に新しい事物を創造するその創造力の分野であるといふ観点から、まず人事の若返りといふまじょうか、齋藤さんの夢のようなものを持つておる、そういう情熱のある進歩的な若き人々を多く採用してゐないか、だかないと、この庁というものは、ほんとうの仕事ができないのではないか、ということが一つ、その点について一つ御所信といふか、抱負といふか、お聞かせ願ひたい。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術庁の人事に対する御構想でございますが、私たちも全く同感で、そのように考えておるのであります。元来、日本の行政面に科学技術が大きく取り上げられなかつたのは、行政官庁人事の体系が、そうしからしめた点もたくさんあるものであります。たとえて申しますると、

か、課長の大半、重要ポストは法文科出が占めているとか、そういう点がたくさんあったと考えられる点もあるのであります。従いまして、今度の科学技術庁の人事は、今まで取り残されたと思われるような技術者をもって重要ポストにつける。特に予算その他関係官庁との折衝において技術を必要としたところのポストには、そつでない法文科系統の、従来の行政的手腕のある人を持つてくる必要があります。けれども、特に科学技術に直接関係のある分野に関しては、科学技術を専攻したところの優秀な、しかも若い人をここにつけまして、科学技術の――現在ではもちろんであります、将来のあり方に対するところの構想を確立したい、かように考えて、目下熱心にその人物の選考、選択と申しますか、これは實際その衝に当つてみますとなかなかむずかしいので、どこにどういう優秀な、しかもそのポストにすわるべき資格を備えておるところの人がおるのかというところを探し求めるのは、非常に困難でございます。これをなるべく早急に行いまして、皆様方の御期待に沿うようにいたしたいと目下努力中であります。

○岡委員　これはぜひとも若き逸材を求められて、そして科学技術行政の、古い官僚が単に情熱のある進歩的技術者の上にとつかとあぐらをかくよと云うような機構では、事実上この行政は発展をしないと思いますので、次官の今後の御手腕に私どもは期待したいと思うのです。

それから、いま一つ私どもが危惧することは、いよいよ科学技術庁が発足

した、政府の施設、政府の資金においていろいろ調査し、研究し、試験し、実験をする、こういうようなものは、ともすれば政府の機関であるというこ  
とによって、大きなマイナスの制約を受け得ると思うのです。一番大きなことは、他の民間のそういう施設との間の競争ができない。何となれば、非常に消極的な形に終つてしまふ。いわば、はえない結果になるということが周々あり得ると思うのです。あるいは、そういう雰囲気、環境の中では、いかに逸材を集められても、この諸君が、積極的な意欲を持って、科学技術の研究に邁進できないというような雰囲気を作ってしまう。こういうようなことがしばしば見受けられるのじやないかという杞憂を持つわけでありま  
す。これは私の杞憂かもしれませんが、こういう点、今後の科学技術のあり方についての御所信をお聞かせいた

い。  
○齋藤(憲)政府委員 国家全般の科学技術というものをから考えますと、お説の通り、民間の研究所に非常に優秀な科学技術者がおり、また民間の研究所において国家に有能な科学技術の研究を行なっていることは、私はこれを尊重すべきことだと思つております。それと、官庁にありまする科学技術研究実験所との総合統一をどうはかるかというところは、これは日本の科学技術の水準を上げることにおいて、私は大きな問題であると思つて、私は科学技術庁を設けたいと思つて、官公庁に属します中央、地方の研究、実験の実態を調査して、これに對するいろいろな助成あるいは指示を与えましても、民間にあるところの各会社その他

の研究実験所にあるものに及ぶかどうかというところは、これは実際に調べてみなければわからぬのであります。とにかく民間にありまするところの研究、実験の実態というものを、当然われわれは情熱を傾けて、その真相を知らなければならぬと思つて、その上で、民間と官庁との研究、実験所をどう融合調整するかというところに取り組んでいかなければならぬと思つてあります。ただ、ここで考えられますことは、主として民間におきまするところの科学実験所、研究所、工業権を確定するという建前から、總じて、研究、実験に對しては高度の秘密体制を守つてゐる。この秘密体制を守つてゐるやつを押しのけて、その実態を把握することは困難だらうと思つて、もしもそれが特許関係において現われてきたような場合には、これは権利に守られた公開でございませうから、そういうものには十分に注意を払ひまして、その民間の研究、実験所から出て参りました発明発見に對しまして、國家はこれをその所屬する研究、実験所に移しまして、その実態を検討して、これが大きな新発明発見であるといつたすなはち、これを助成して、そうして、そういうような方向からよく協調し、発明発見に對するものに對しては万端算なきを期して、官民一体となつての科学技術の水準を一つ上げていきたい、さうに考えております。

○岡委員 アメリカの原子力のよう

の研究実験所にあるものに及ぶかどうかというところは、これは実際に調べてみなければわからぬのであります。とにかく民間にありまするところの研究、実験の実態というものを、当然われわれは情熱を傾けて、その真相を知らなければならぬと思つて、その上で、民間と官庁との研究、実験所をどう融合調整するかというところに取り組んでいかなければならぬと思つてあります。ただ、ここで考えられますことは、主として民間におきまするところの科学実験所、研究所、工業権を確定するという建前から、總じて、研究、実験に對しては高度の秘密体制を守つてゐる。この秘密体制を守つてゐるやつを押しのけて、その実態を把握することは困難だらうと思つて、もしもそれが特許関係において現われてきたような場合には、これは権利に守られた公開でございませうから、そういうものには十分に注意を払ひまして、その民間の研究、実験所から出て参りました発明発見に對しまして、國家はこれをその所屬する研究、実験所に移しまして、その実態を検討して、これが大きな新発明発見であるといつたすなはち、これを助成して、そうして、そういうような方向からよく協調し、発明発見に對するものに對しては万端算なきを期して、官民一体となつての科学技術の水準を一つ上げていきたい、さうに考えております。

の研究所を持つておるのでありますが、こ  
ういう民間の大経営の研究所の、研究の内容はちつとも必要でありませんが、民間の大経営が出ておる研究費、また研究所の所員の処遇などをぜひ一つ資料として、できるものだけ私どもにお示しを願ひたい。この間も予算委員会、一人当り研究費、國は四十八万円、民間は七十七万円というやうに、処遇なり研究費において非常に気の毒な状態に國の諸君がおられるといふことを発表せられましたので、そういうことでは、せつかくの科学技術庁を設けても、なかなか所期の成果があらぬと思つて、この点ぜひ一つお願いしたいと思つて、先ほど齋藤政務次官が仰せられました、大學に對しては、研究の自由を尊重するといふ立場から、一応切り離さうといふ考案のようでありました。それも、方向としては確かにさうあるべきだと思ひますが、ただここでお間違ひいた

全部生活に追われて、それを肩書きに  
して、自分を充つてしまふといふので  
す。だから、大學における研究の自由を尊重するといふことは、單にどんなテーマでも研究は研究すればいいといふものではない。同時に、研究し得る経済的な物質的な条件をそろえてやらなければならぬ。でなければ、大學における研究の自由といふものはない。ここにやはり科学技術庁としては重大な関心を持つていただかなければならぬといふことが一つ。いま一つは、現在の大學の研究室といふものは、私は非常に規模が小さいと思つて、中には大きなものもありますけれども、しかし各教授ごとに十名かあるいはそれ以上の研究生がおるといふ、ただそれだけの研究室です。科学技術庁を設けて、特にその応用面を中心とする科学技術の振興をはからうとして、日本の大學研究における基礎研究といふものが今のやうな姿では、ほんとうに日本の総合された科学技術の発展といふものは期せられないといふのが実情なんです。そういう意味で、科学技術行政、科学技術施設の総合といふことをしばしば仰せられました、この問題は、当然やはり科学技術の基礎研究をやつておる大學の研究室といふもの、共同研究にする、またはこれに對する研究の施設、設備、資金等に對してもつとこれを供与する努力をする、こういう点について、文部當局に御出席願つて、私も聞きたいと思つておるので

すが、しかし資料として、今、日本の大學にどれだけの研究室があるか、平均どれだけの研究員があるか、そして農業とか工業とか、まあ農業はよろ

学の中でも、いろいろ実用面もありま  
しょうし、そういう科目別な研究室の  
構成、数、こういうものを伺いたい。  
これは文部省の方に御連絡いただき  
たいと思ひますが、それをひつさげて、  
文部省の該當者に一つ出でいただい  
て、この面も今後、委員会の問題とし  
て私も研究したい。

それから國際的な交流という点につ  
いて、最後にお尋ねしておきたいと  
思ひます。先般、ここ数年各國と文  
化協定を結んでおります。そうして、  
學者の交換等もやつておるやうであ  
ります。このことは、外務省が外國と交  
渉をする窓口かもしれないが、しか  
し、事實上、これは科学技術庁の重大  
な所管事務としていいじやないかと  
私は思ふのです。そして、もつと先進  
國のすぐれた科学技術を導入すること  
は、もちろん私はしなければならぬと  
思ひます。そういう点で、これもまた後  
刻の委員会でもいろいろ御見解をお聞  
きたいし、私も希望を申し上げたい  
と思ひますので、現在日本が科學者  
の交換をし得る國々の名前、それから現  
在各國に派遣されておる日本の科學者  
のその國別、それから担当専門家、人  
数といふやうなものの分類表、一覧表  
とでもいふやうなものを御提出を願  
ひたいし、同時にあわせて、このよう  
な科学技術の國際的な交流に關して  
正力委員長はいかなる構想をお持ちで  
あるか。よくあなたにものをお尋ねす  
ると、やりにやりにせん、やります  
と言われる。これでは困るので、具  
体的なものがあつたらお示しを願ひ  
たい。  
○正力國務大臣 ただいまのお話は  
一々ごもつとなことばかりでござい

まして、同感であります。しかし、實際外国との関係につきましては、それはこつちも非常に注意しておりますので、取りあえず研究生といえますか、そういうものをやることに今案を練っております。そして、なおそれだけではいかぬ。もう少し外国との交渉をスムーズにやるためには、研究生でなしに、もう少し上の人が行つて向うと折衝してみたい。それは単に外務省に委任するのではないのです。原子力委員会として、だれか行つて、一つ折衝もやろうという案を今練りつつあります。それで、ただ外務省に依存しますとどうしてもいきませんから、實際當つた者でなければいかぬということ、具体的に練っております。それはいずれ具体的にきまり次第申し上げます。

○岡委員 これで私の質問は終了です。私が申し上げましたことは、結局、今後、科学技術庁をせっかく設置せられ、その発展、国民の福祉をうたわれる以上、いかにあるべきかという基本的な政府の腹づもりを私はお尋ねいたしましたわけです。なお、それとあわせて、要求いたしました資料は、ぜひ一つ御提出いただいて、今後のわれわれの逐条的な審議の資料にしたいと思ひますから、この点を重ねてお願いいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○有田委員長 本日はこの程度にいたし、次会は来たる二十日、月曜日、午後一時より開会いたし、質疑を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

昭和三十一年二月二十二日印刷

昭和三十一年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局